

さぎそう園 指定認知症対応型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正心会（以下「法人」という。）が開設するさぎそう園指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等（以下「従事者」という。）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練等を行う。

2 事業の実施に当たっては、暴力団員対策法第2条第6項並びに兵庫県暴力団排除条例第8条に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けることなく、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 さぎそう園デイサービスセンター
- (2) 所在地 川西市丸山台3丁目5番地の6

(従事者の体制及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の体制及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(兼務) 1名

事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。認知症対応型通所介護計画を立て利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

- (2) 生活相談員 1名

利用に係る調整や生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

- (3) 看護職員又は介護職員 2名

看護職員 医師の診療補助及びその指示を受けて利用者の介護、保健衛生業務に従事する。

介護職員 利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

- (4) 機能訓練相談員 1名（兼務）

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

※従事者については必要に応じて増員する場合がある。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 通常月曜日から土曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 : 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用人数は、1日5人とする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする

(厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。)

- (1) 入浴サービス
 - (2) 給食サービス
 - (3) 生活指導(相談、援助等)
 - (4) 機能訓練
 - (5) 健康チェック
 - (6) 送迎
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 事業に通常要する時間を越える場合であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係る住宅介護サービス費用基準額又はサービス費用基準額を越える費用
 - (3) 食費
 - (4) おむつ代
 - (5) 前号に掲げるものの他、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、川西市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。サービ

スの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対処方法)

第10条 従事者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速に行うものとする。

(事故発生時の対応について)

第11条 事業所は、事故の発生又はその再発防止のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための方針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための会議及び従事者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業所は事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第12条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当の介護支援専門員に報告するとともに相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した事業に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合はおいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、衛生管理に努め、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施するものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者の人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催及び従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束禁止に関する事項)

第16条 事業所は切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の3要件をすべて満たしていなければ身体拘束を行わないものとする。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状況について経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除するよう努めるものとする。また、事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のために身体拘束廃止委員会等を設置し責任者を設置するものとする。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し定期的に委員会の開催を行い、委員会での検討結果を従事者に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を行うものとする。

(記録の整備)

第17条 設備、備品、従事者及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(運営推進会議)

第18条 事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、事業を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び事業について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価・地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(研修による計画的な人材育成)

第19条 事業所は、従事者の質的向上を図るために研修の機会を設け、研修計画の策定、研修記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、サービスの質の向上並びに職員の計画的な人材育成に努め業務体制を整備する。

(秘密の保持)

第20条 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

3 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での事業提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理の了解を得るものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第21条 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに自己評価の結果を公表するように努める。

(暴力団等の影響排除)

第22条 事業所は、その運営について、暴力団等と密接な関係を有するものであってはならない。

(利用者・家族等からのハラスメント対応)

第23条 事業所は、従事者が利用者やその家族等からハラスメント行為を受けた場合は、サービスの提供停止や契約解除等を含めた、迅速かつ適切に必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

- | | |
|---------------|----|
| 一、平成１２年 ９月 １日 | 改定 |
| 二、平成１４年 ８月 １日 | 改定 |
| 三、平成１６年 ４月 １日 | 改定 |
| 四、平成１７年１０月 １日 | 改定 |
| 五、平成１９年 ４月 １日 | 改定 |
| 六、平成２３年１１月 １日 | 改定 |
| 七、平成２５年 ４月 １日 | 改定 |
| 八、平成２８年１２月１７日 | 改定 |
| 九、平成３０年３月２４日 | 改定 |
| 十、令和 ６年４月 １日 | 改定 |

以上